

平成 29 年度 橋本小学校教育重点

「子どもが主役の学校作り」

「いじめのない学校」

【家庭・地域との連携】

- ・ P T A
- ・ 自治会
- ・ 青少年相談員
- ・ あのねの森で語る会
- ・ 学校へ行こう週間
- ・ 懇談会
- ・ 健全育成協議会

【校内組織】

- 【橋本小学校いじめ防止対策委員会】
※ 学期 1 回
委員長：校長
副校長、支援教育コーディネーター、児童支援専任、グループリーダー、支援教育担当、養護教諭、青少年教育カウンセラー

【関係機関との連携】

- ・ 児童相談所
- ・ こども家庭相談課
- ・ 警察署
- ・ 教育委員会各課
- ・ 青少年相談センター
- ・ SSW (スクールソーシャルワーカー)

【いじめの未然防止】

いじめはどの児童にも起こりうるという事実を踏まえ、すべての児童を対象にいじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

- (1) 児童が主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

子どもが主役の授業の展開

- ・ 授業改善 (問題解決型学習、体験的学習)
- ・ 個別学習支援
- ・ 校内研究

- (2) 児童の自己有用感を高められる機会の充実

ありがとうが聞こえる学校

- ・ 異学年交流
- ・ 学年集会
- ・ 児童会活動
- ・ 感謝の会

- (3) 読書タイム、合唱、道徳教育、特別活動の充実

- ・ 朝の読書タイム
- ・ 合唱活動の充実
- ・ ボランティアによる読み聞かせ

【いじめの早期発見】

日頃から児童を見守り信頼関係の構築に努める。多くの目で見、関わることで児童が示す小さな変化を見逃さないよう努める。

- ・ 児童観察
- ・ アンケートの実施と分析 (毎月)
- ・ 学年協業 (交換授業)
- ・ 教育相談
- ・ 各学級児童についての情報交換 (毎週)
- ・ 児童指導会議 (毎月)

【いじめへの対処】

特定の教員のみで対処することなく、速やかに組織的に対応する。

- ・ 情報の共有と早期対応
- ・ 関係諸機関への報告、相談、連絡
- ・ いじめ防止対策委員会
- ・ 児童指導会議

1 いじめの防止等の取組を推進していく基本理念

いじめはどの学級でもどの児童にも起こり得ることから、誰もが安心して学校生活を送れるように、全教職員が共通理解を図り、同一歩調の下、いじめのない学校づくりに取り組んでいく。

また、学校と地域、家庭、その他の関係機関との連携も積極的に行う。

2 いじめの防止等の対策のための組織

学校内において、以下の構成員により、いじめ防止等の組織的な取組を推進するための組織を置く。

この組織を中心として、全教職員で共通理解を図り、学校全体でいじめ対策を行う。

- **組織名称**：橋本小学校いじめ防止対策委員会

- **構成員**：校長、副校長、児童支援専任、支援教育コーディネーター
グループリーダー（低・中・高学年）、教育カウンセラー
養護教諭

- **委員会の取組内容**
 - ① いじめの未然防止、早期発見の取組を企画、推進する。
 - ② いじめへの速やかな対応が適切にできるよう協議する。
 - ③ 家庭・地域・関係諸機関との連絡・協力体制をとる。
 - ④ 重大な事案が発生した場合等、校内緊急対応組織として機能する。

3 いじめの未然防止の取組

いじめはどの児童にも起こりうるという事実を踏まえ、すべての児童を対象にいじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

- (1) 児童が主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
 - ① 子どもが主役の授業づくり（問題解決型学習 体験活動の充実）
 - ② スマイルグループ（異学年交流グループ）
 - ③ 実行委員を中心とした学年の集団づくり

- (2) 学校の教育活動全体を通じ、児童の自己有用感を高められる機会を充実させる。
 - ① 集会活動の充実：学年集会（週1回）、児童集会
 - ② 異学年交流：スマイルタイム（月1回）、読み聞かせ活動
 - ③ 児童会、委員会を中心とした子ども主体の学校行事等の取組み
（代表委員会：月1回、計画委員、各委員会委員長、4年生以上各クラス1名）